

平成29年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成30年1月5日

1月5日(金)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海老澤 武	8番	高 松 多可史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男
19番	大 堀 潔		

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	高	橋	亮太郎

開会 午後 2時53分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名で全員です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 飯森 孝委員、10番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から13番です。

最初に1ページから5ページにかけてお願いします。整理番号1番、2番、4番、6番、7番、9番、10番、11番の案件は、譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、売買または贈与により所有権移転を行うものであります。

次に、戻っていただきまして1ページの整理番号3番は親子間による賃借権設定、2ページから3ページの整理番号5番は親子間による使用賃借権の再設定、4ページの整理番号8番、6ページの整理番号13番は親子間による贈与、最後に6ページの整理番号12番は譲受人が農業経営に新規参入するため、賃借権設定を行うものであります。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 去る、12月26日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分

したい意向があり、譲受人は自作地に近接している農地を取得し、耕作したい意向があり贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

地元農家の取得であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ
れます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたし
ます。

この申請は、譲受人が自作地と一体化している農地を取得し、耕作したい意向があり譲渡
人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地を取得することにより、安定的な農業経営ができることから、所有権移転後も農地
の良好な維持管理が行われると思われ
ます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号3番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたし
ます。

この申請は、父が農業経営を縮小したいため、子に賃借権の設定を行うものです。

譲受人は、これまで父と農業経営を共同で行ってきており、また農業用機械についても父
より買い取っております。そのため、このたび賃借権の設定について協議がなされたもので
す。

よって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡
人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ
ます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号5番について、説明をいたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番、7番の2件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり譲受人は自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、7番です。

坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の廃止のため、農地を処分したい意向があり近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の近くに位置し通作利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号8番について、8番 高松委員。

8番高松委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員さんとは電話連絡にて説明しております。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番の2件について、13番 篠塚委員。

1 3 番篠塚委員 整理番号 9 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号 10 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番、12 番の 2 件について、14 番 高木委員。

1 4 番高木委員 整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり周囲の農地所有者である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地の隣りに位置し通作利便な農地であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため法人の理事である〇〇氏の農地と賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、水稻栽培を計画しており経営面積は 15 ヘクタールを目標としております。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

なお、譲受人は施設園芸ですか、3000 坪という大きな法人になっております。

これは、施設野菜の法人ということでありま

よろしく、お願いします。

議 長 整理番号 13 番について、18 番 栗林委員。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、当初本人の専用住宅を建てる計画を変更して、事業拡大を図るため本人の経営する〇〇〇〇の〇〇〇および〇〇〇〇にすることから、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でございました。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが〇〇〇〇線〇〇の〇〇を〇〇方面へ向かい〇〇〇〇の〇〇を右折して〇〇メートルほど直進して次の〇〇を右折、〇メートルほど先の左側になります。

この申請は、申請人が平成20年度に専用住宅用地の転用許可を受けておりますが、許可後実家を継ぐ予定の者が亡くなり、申請人が実家を継ぐこととなったため、変更をするものです。

また、申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年1月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは8ページから9ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番および2番は当初事業計画者が健康上の理由により、それぞれ承継するもので、転用目的は専用住宅用地です。

整理番号3番から6番は同一事業です。

土採取事業の期間延長に伴う計画変更申請であります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 内山勝己委員。

1 2番内山委員 事前審査会の審査結果につきまして、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は6件でございます。

案件につきましては、書類等により審査を実施いたしました。

整理番号1番および2番につきましては、当初事業計画者が健康上の理由により、それぞれ承継するものであり、承継人の事業計画も適切であり、特に問題ないとの意見でございました。

次に、整理番号3番から6番につきましては、土採取事業の期間延長に伴う計画変更申請でございます。申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でございました。

したがって、整理番号1番から6番までの案件は、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番、2 番の 2 件について、7 番 海老澤委員。

7 番海老澤委員 整理番号 1 番および 2 番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇〇の〇〇〇〇を左に見て、その先の〇〇を右折し〇〇〇〇〇〇を左に見て、その先〇〇〇の〇を渡り〇〇〇〇の手前左側です。

この申請は、当初の事業計画者が平成 27 年度に貸家住宅用地の転用許可を受けておりますが許可後体調を崩し入院し、資金を確保することができなくなったため承継するものです。

また、この承継は二筆に分筆されたうちの一笔となります。

なお、申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、整理番号 2 番について、ご説明します。

この申請は、整理番号 1 番と同じく、当初の事業計画者が平成 27 年度に貸家住宅用地の転用許可を受けておりますが、許可後体調を崩し入院し、資金を確保することができなくなったため、承継するものです。

また、この承継は二筆に分筆されたうちの残りの一笔となります。

なお、申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号 3 番から 6 番の 4 件については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 はい、代読させていただきます。

整理番号 3 番から 6 番につきましては、関連案件ですので一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇が交差する交差点から〇〇〇〇〇〇方面に約〇キロ進んだ所より左に約〇メートルほど入った場所になります。

この申請は、譲受人が申請地について、平成 30 年 2 月 28 日まで、土採取場用地の一時転用許可を受けておりますが、引き続き同じ用途にて利用するため、一年間延長をするものです。

また、申請は農地法第 5 条第 1 項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇〇〇〇〇〇所を過ぎ〇〇メートルほど直進し左折しますと〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇があります。

道なりに〇メートルほど進んだ右側が現地になります。

この申請は、申請人は市内で〇〇〇〇〇〇〇〇の栽培および販売事業を営んでおりますが、事業の拡大により〇〇を建設する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内に設置する浸透池にて処理し、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、小堤工を設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは11ページから15ページで、整理番号1番から13番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号2番および3番は、同一事業であります。

転用目的は農産物出荷施設付帯用地で、権利の内容は所有権移転および賃借権設定です。

農地区分は、農振農用地であります。農業用施設への転用であることから軽微変更済みであり、不許可例外事由Bに該当します。

整理番号4番、転用目的は駐車場用地および資材置場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Oの既存施設の拡張に該当します。

整理番号5番、転用目的は○○○○○○○○用地で、権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は、農業用施設への転用であることから軽微変更済みであり、不許可例外事由Bに該当します。

整理番号6番および7番は、それぞれ転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、それぞれ農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号8番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号9番および10番は同一事業であります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は賃借権設定および使用賃借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由Iに該当します。

整理番号11番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は賃借権設定です。

営農型太陽光発電施設の設置に伴う一時転用申請であります。

農地区分は農振農用地であります。一時転用であるため用途廃止後は全体を耕作可能な農地に復元します。

整理番号 12 番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 13 番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地であります。

以上の 13 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 4 班 班長 内山勝己委員。

1 2 番内山委員 事前審査会の審査結果につきまして、報告いたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 13 件ございました。

このうち、整理番号 6 番および 11 番については、現地審査を実施し、その他の案件につきましては写真および書類等で審査を実施いたしました。

最初に、現地審査案件について、隣接農地への影響も問題なく、転用計画も適切であり申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でございました。

次に、その他の案件について、書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でございました。

したがって、農地法第 5 条の各案件は、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番について、1 番 松枝委員。

1 番松枝委員 整理番号 1 番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

最初に、場所ですが〇〇〇〇〇〇の〇〇方面から〇〇〇〇方面に向かいまして、〇〇地先の所で〇〇の〇〇〇〇の手前〇〇を右折いたしまして〇〇の〇〇を渡り〇〇メートルほど道なりに進んで〇〇〇〇の上を横断して〇メートル右の所を右折した所に現地があります。

この申請は、譲受人は現在実家に住んでいますが結婚を予定しているため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は敷地内井戸を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、蒸発散装置にて敷地内処理となります。

ありません。

また、隣接農地にあたる場所には工作物および勾配がないため、土砂流出の恐れはないと考えます。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番、10番の3件について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号8番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

この場所は、先ほど議案第3号8ページの1と2と同様の場所です。

〇〇〇〇〇〇を左に見てその先〇〇〇の〇を渡りその左側になります。

この申請は、譲受人は現在借家に住んでいますが子供が生まれ手狭となったため、専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ放流します。

また、隣接農地には、土留めを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

続きまして、これも坂本推進委員と調査に行っていました。

9番、10番については、関連案件です。

場所は、先ほど8番で説明した隣接地になります。

この申請は、譲受人は現在借家に住んでいますが、子供が生まれ手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地では、用水は上水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ放流します。

また、隣接農地には土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番について、13番 篠塚委員。

い、この〇〇沿いにある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より約〇〇メートル進んだ所を左に約〇メートル入った場所になります。

この申請は、譲受人は再生可能エネルギーへの貢献と安定した収益を得るため太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

申請地では、用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地には、フェンスを設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、高木委員。

16番高木委員 整理番号4番なんですけれど、譲渡人、〇〇〇〇と譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇は、同一人物ですか。

事務局農地班長 この譲渡人と譲受人、同じ人物でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め

る。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第10次農用地利用集積計画1番から178番までの申請であります。議案書の17ページから97ページです。

所有権移転が1件、畑で2,816㎡です。

次に、使用貸借権設定の新規が1件、田で2,333㎡、再設定が1件、畑で1,942㎡です。

次に、賃借権設定の新規が130件、612,375.40㎡で、このうち田が600,379.40㎡、畑が11,996㎡です。再設定が37件、111,870㎡、このうち田が103,369㎡、畑が8,501㎡です。

次に、農地中間管理事業です。

使用貸借権設定の新規1件、田で4,566㎡です。

賃借権設定の新規7件、田で96,484㎡です。

以上178件の第10次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号132番、137番、139番、158番から162番、166番の9件について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号132番、137番、139番、158番から162番、166番の9件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号132番、137番、139番、158番から162番、166番の9件については、

原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

同じく、議案第6号 整理番号152番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号152番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号152番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 委員 ○○○○入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の10件を除く168件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の10件を除く168件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の10件を除く168件については、原案のと

おり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは98ページから105ページで、整理番号は1番から8番です。

使用貸借権設定の新規が1件、田で4,566㎡です。

次に、賃借権設定の新規が7件、田で96,484㎡です。

以上、8件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号8番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号8番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く7件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く7件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の1件を除く7件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、5件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年1月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は36件であります。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり

り農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成 30 年 1 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 2 件であります。

報告第 4 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 30 年 1 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は 2 件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 0 1 分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人